

わかる！社労士 2021年度版

+ トミーの社労士合格ゼミ 法改正情報

(2020年6月19日掲載版)

このPDFファイルに掲載した法改正情報は、2021年度版の各書籍の編集後に発生した法改正に関する情報です。

※2月4日版に掲載した改正事項も含めて掲載しています。2月4日版に掲載した改正事項には、その旨を記載してあります。

はじめに/表記について

このPDFファイル中では、下記の表記を行っています。

- 【入】：うかる！社労士 入門ゼミ 2021年度版 を表しています。
- 【テ】：うかる！社労士 テキスト&問題集 2021年度版 を表しています。
- 【ゼ】：トミーの社労士合格ゼミ を表しています。

入門ゼミ

1. オリエンテーション/受験手数料の改正

【改正の概要】 ※ 2月4日版 掲載事項です ※

社会保険労務士試験の受験手数料が改正されました。

該当箇所：【入】P19 中段

改正内容：

改正前	改正後
9,000 円	15,000 円

2. 雇用保険法/賃金日額の下限額

【改正の概要】 ※ 2月4日版 掲載事項です ※

賃金日額の下限額（2,510 円）が、次頁の規定に基づき、2,574 円に改正されました。

該当規定：

自動変更対象額のうち、最低賃金日額（最低賃金法に規定する地域別最低賃金の額を基礎として算定した額）に達しないものは、当該最低賃金日額とする（雇用保険法18条3項）。

該当箇所：【入】P132 上段(2)

改正内容：

改正前	改正後
2,510 円	2,574 円

テキスト&問題集

1. ガイダンス/受験手数料の改正

【改正の概要】 ※ 2月4日版 掲載事項です ※

社会保険労務士試験の受験手数料が改正されました。

該当箇所：【テ】P23 上段 **4**
【ゼ】Vol.1 P10 **4.**

改正内容：

改正前	改正後
9,000 円	15,000 円

2. 労働基準法/押印廃止に係る改正

【改正の概要】 ※ 2月4日版 掲載事項です ※

現在、省庁関連の押印を廃止する方向で改正が進んでいます。労働基準法において関連する改正がありました。

該当箇所：【テ】P108 側注（*1）
【ゼ】Vol.1 P192 POINT

改正内容：

改正前	改正後
～労働者を代表する者の <u>署名又は記名</u> 押印のあるものでなければ～	～労働者を代表する者の <u>氏名を記載した</u> <u>ものでなければ</u> ～

※「側注」とは、右側の小さい文字の箇所です。

該当箇所：【テ】P1044 問題7 B

改正内容：

改正前	改正後
～意見書に <u>署名又は記名押印</u> しない～	～意見書に <u>氏名を記載</u> しない～

3. 労働安全衛生法/押印廃止に係る改正

【改正の概要】 ※ 2月4日版 掲載事項です ※

労働安全衛生法においても、押印廃止に関する改正がありました（1カ所）。

該当箇所：【テ】P188 側注 出題

改正内容：

改正前	改正後
～産業医の <u>記名押印又は署名</u> がなされなければ～	～産業医の <u>氏名を記載した</u> ものでなければ～

3. 労働安全衛生法/石綿等に係る改正

【改正の概要】

建築物等の解体等の作業における石綿等による健康障害を防止するため、この規定に基づく計画届の対象の範囲を拡大しました。

該当箇所：【テ】P193 側注 *6

改正内容：

改正前	改正後
●石綿等が吹き付けられている耐火建築物又は準耐火建築物における石綿等の除去の作業を行う仕事	●建築物等に吹き付けられている石綿等の除去、封じ込め又は囲い込みの作業を行う仕事 ●建築物等に張り付けられている石綿等が使用されている保温材等の除去、封じ込め又は囲い込みの作業を行う仕事

5. 労災保険法/略称の変更等に係る改正

【改正の概要】 ※ 2月4日版 掲載事項です ※

複数業務要因災害に関する保険給付が創設されたことに伴い、今後、「業務災害、複数業務要因災害及び通勤災害」に関する保険給付をまとめて、「〇〇（補償）等給付」のように略称することとされました。例えば、『うかる！社労士 テキスト&問題集 2021 年度版』P225 の「② 休業給付基礎日額」の項の2行目で「休業補償給付等」と略称しているものは、「休業（補償）等給付」となります。

⇒多数の箇所ですが、表記の変更だけで実質的な変更ではありません。

⇒なお、業務災害と通勤災害に関する保険給付を合わせた略称は、「〇〇（補償）給付」です。

該当箇所：【テ】P225 ② 2行目、P226 ③ 1行目、P226 側注 *4
P259 一番下の行、P264 ② 項目名、P268 側注 *1

【ゼ】 Vol.2 P53 3. 本文1行目 右側、P113 上から2行目

改正内容：

改正前	改正後
休業補償給付等	休業(補償)等給付
休業補償給付(休業給付)	
休業(補償)給付等	

※該当箇所において、左欄のいずれかの表記がなされていますが、それらを右欄の表記に改正します。

該当箇所：【テ】 P228 側注 * 3

改正内容：

改正前	改正後
障害補償年金(障害年金)及び傷病補償年金(傷病年金)の～	障害補償年金(障害年金)、傷病補償年金(傷病年金)及び複数事業労働者障害年金、複数事業労働者傷病年金の～

該当箇所：【テ】 P258 ② (2) 項目名

【ゼ】 Vol.2 P110 2. (2) 項目名

改正内容：

改正前	改正後
(2)遺族補償年金・遺族年金以外の～	(2)遺族補償年金・複数事業労働者遺族年金・遺族年金以外の～

該当箇所：【テ】 P261 上の図中、P272 側注 * 1

【ゼ】 Vol.2 P114 図中

改正内容：

改正前	改正後
遺族補償年金等	遺族(補償)等年金など

該当箇所：【テ】 P262 表中、P264 ① 項目名、

P265 側注 下から2つ目のものの下から2行目

P270 側注 * 2

P271 側注 * 5、P280 ③ ①

【ゼ】 Vol.2 P117 表中、P118 表中、**PLUS**、吹き出し

P124 2つ目の **POINT** 一番下の行

P130 (2) グレーのアミカケ内

P141 1つ目の **PLUS**

改正内容：

改正前	改正後
休業(補償)給付	休業(補償)等給付
傷病(補償)年金	傷病(補償)等年金
傷病(補償)年金等	
障害(補償)給付	障害(補償)等給付
遺族(補償)年金	遺族(補償)等年金

※該当箇所において、左欄のいずれかの表記がなされていますが、それらを右欄の表記に改正します。

該当箇所：【テ】 P262 側注 *3、P272 側注 上の **PLUS**

改正内容：

改正前	改正後
障害補償給付、障害給付	障害(補償)等給付
障害補償給付等	

※該当箇所において、左欄のいずれかの表記がなされていますが、それらを右欄の表記に改正します。

該当箇所：【テ】 P271 側注 *6

改正内容：

改正前	改正後
障害補償年金等	障害(補償)等年金

該当箇所：【テ】 P275 側注 上から3つ目

【ゼ】 Vol.2 P150 **POINT**

改正内容：

改正前	改正後
療養(補償)給付、介護(補償)給付	療養(補償)等給付、介護(補償)等給付

該当箇所：【テ】P264 側注 一番下

【ゼ】Vol.2 P122 5. ④、P123 PLUS

改正内容：

改正前	改正後
遺族補償年金等	遺族(補償)等年金
遺族補償年金又は遺族年金	

※該当箇所において、左欄のいずれかの表記がなされていますが、それらを右欄の表記に改正します。

6. 労災保険法/介護(補償)給付の限度額

【改正の概要】

介護補償給付及び介護給付の最高限度額及び最低保障額を見直しました。

該当箇所：【テ】P242

【ゼ】Vol.2 P80

改正内容：

区分		改正前	改正後
常時介護 を要する者	最高限度額	166,950 円	171,650 円
	最低保障額	72,990 円	73,090 円
随時介護 を要する者	最高限度額	83,480 円	85,780 円
	最低保障額	36,500 円	36,500 円

7. 労災保険法/年金定期報告の係る改正

【改正の概要】

遺族(補償)等年金についても、特定個人情報の提供を受けることができるときは、定期報告が不要とされました。

該当箇所：【テ】P264 側注*1

【ゼ】Vol.2 P122 PLUS

改正前	改正後
障害(補償)年金、傷病(補償)年金、複数事業労働者障害年金又は複数事業労働者傷病年金に係る定期報告は、厚生労働大臣が番号利用法の規定により同一の内容を含む特定個人情報の提供を受けることができるときは不要です。	年金に係る定期報告は、厚生労働大臣が番号利用法の規定により同一の内容を含む特定個人情報の提供を受けることができるときは不要です。

8. 労災保険法/一人親方等の追加

【改正の概要】 ※ 2月4日版 掲載事項に追記しました ※

特別加入に係る「一人親方等の事業」及び「特定作業従事者」に該当する者が追加されました。

該当箇所：【テ】 P277 一番下の表
【ゼ】 Vol.2 P154 上段の表

改正内容：

新規追加
「柔道整復師が行う事業」、「創業支援等措置に基づく事業を行う高年齢者」を追加

該当箇所：【テ】 P278 上段の表
【ゼ】 Vol.2 P154 下段の表

改正内容：

新規追加
「芸能従事者（放送番組等に係る作業に従事する者）」、「アニメーション制作従事者」を追加

9. 雇用保険法/離職理由による給付制限

【改正の概要】 ※ 2月4日版 掲載事項です ※

離職理由による給付制限期間は、『うかる！社労士 テキスト&問題集 2021 年度版』P342 下段にあるように、原則として「3カ月」とされてきました。これを「正当な理由がなく自己の都合により退職した場合」に限り、5年間のうち2回までは、給付制限期間を2カ月とすることとしました。

該当箇所：【テ】P342 下段 ② ①

改正内容：

新規追加規定

ただし、**正当な理由がなく自己都合によって退職した場合は、5年間のうち2回までは給付制限期間を2か月とします。**

※トミーの社労士合格ゼミ Vol.2 には反映済み

10. 雇用保険法/賃金日額の下限額等

【改正の概要】 ※ 2月4日版 掲載事項に追記しました ※

賃金日額の下限額等が改正されました。令和3年2月付けの改正も含んでいます。

該当箇所：【テ】P331 上段(1)、P371 側注*6

【ゼ】Vol.2 P277 POINT

改正内容：

改正前	改正後
2,510 円	2,574 円
【ゼ】 2,500 円（修正モレだったもの）	

該当箇所：【テ】P331 上段(2)

【ゼ】Vol.2 P203 上表

改正内容：

改正前	改正後
13,700 円	13,690 円

該当箇所：【テ】P370 (1)① (b)、P371 側注*5、P372 (1)① (d)
【ゼ】Vol.2 P271 (1)① (b)、P273 下段 PLUS、P275 (d)

改正内容：

改正前	改正後
365,114 円	365,055 円
363,359 円 (修正モレだったもの)	

該当箇所：【テ】P371 側注*6
【ゼ】Vol.2 P277 POINT

改正内容：

改正前	改正後
2,008 円	2,059 円
【ゼ】 2,000 円 (修正モレだったもの)	

11. 徴収法/押印廃止に係る改正

【改正の概要】 ※ 2月4日版 掲載事項です ※

徴収法においても、押印廃止に関する改正がありました (1カ所)。

該当箇所：【テ】P462 側注 2つ目の PLUS

改正内容：

改正前	改正後
⇒所定の届出事項及び代理人が使用する認印の印影を届け出る～	⇒所定の届出事項を届け出る～ ※意味のない文章になってしまうので、トミーの社労士合格ゼミでは、削除しました。

※トミーの社労士合格ゼミ Vol.3 には反映済み

特記事項

所定の要件を満たした場合は、年金事務所を経由して、提出することができます。

12. 徴収法/雇用保険率

【改正の概要】

令和3年度の雇用保険率は、令和2年度の雇用保険率と同じになりました。

該当箇所：【テ】P426

【ゼ】Vol.3 P40

改正内容：

	一般の事業	農林水産の事業 清酒製造の事業	建設の事業
令和2年度	1000 分の9	1000 分の11	1000 分の12
令和3年度	1000 分の9	1000 分の11	1000 分の12

13. 徴収法/第2種特別加入保険料率の追加

【改正の概要】

特別加入の対象になった柔道整復師等（4種類）の特別加入保険料率が設定されました（第2種特別加入保険料率：すべて1,000 分の3）。そのため、種類数が増えました。

該当箇所：【テ】P428

【ゼ】Vol.3 P44

改正内容：

改正前	改正後
事業又は作業の種類により、18 種類に分類され、最高で1,000 分の52、最低で1,000 分の3 の間で定められています。	事業又は作業の種類により、 22 種類 に分類され、最高で1,000 分の52、最低で1,000 分の3 の間で定められています。

14. 派遣法/派遣禁止業務等に係る改正

【改正の概要】

医業に限り認められていた、へき地への派遣について看護師等についてもできることとしました。また、日雇派遣の対象に、看護師等を追加しました。

該当箇所：【テ】P488 (2)
【ゼ】Vol.4 P122 (2)

改正内容：

派遣禁止業務の例外 に新規追加
●看護師等のへき地への派遣

該当箇所：【テ】P494 側注*2
【ゼ】Vol.4 P132 PLUS

改正内容：

日雇派遣できる【政令で定める業務】に新規追加
●社会福祉施設等における看護師の業務

15. 労働者派遣法/雇用安定措置の聴取

【改正の概要】 ※ 2月4日版 掲載事項です ※

派遣元事業主は、特定有期雇用派遣労働者等から、希望する雇用安定措置の内容を聴取しなければならないこととされました。

該当箇所：【テ】P490 8

改正内容：

新規追加規定
派遣元事業主は、特定有期雇用派遣労働者等から、希望する措置の内容を聴取しなければなりません。

※トミーの社労士合格ゼミ Vol.3 には反映済み

16. 高年齢者雇用安定法/就業確保措置等

【改正の概要】 ※ 2月4日版 掲載事項です ※

テキスト編集後に、高年齢者就業確保措置等に係るいくつかの追加規定や改正規定が施行されました。

該当箇所：【テ】P501 **5**

改正内容：

新規追加規定
この規定の対象から、他の事業主との間で締結した、P500 4 (3) の契約に基づき雇用する者(他の事業主から受け入れている者)は除きます。

※トミーの社労士合格ゼミ Vol.3 には反映済み

該当箇所：【テ】P502 中段 【創業支援等措置】

改正内容：

新規追加規定
①の2行目の「厚生労働省令で定める場合」として、「高年齢者が定年後又は 3.(1) の継続雇用制度の対象となる年齢の上限に達した後に新たに法人を設立し、事業を開始する場合」が規定されました。
事業主は、創業支援等措置に関する計画を作成し、労働者の過半数で組織する労働組合(該当組合がない場合は過半数代表者)の同意を得ます。

※トミーの社労士合格ゼミ Vol.3 には反映済み

該当箇所：【テ】P502 側注 *2

改正内容：

改正前	改正後
再就職援助の対象となる高年齢者等は、45歳以上65歳未満の常勤の者です。	再就職援助の対象となる高年齢者等は、45歳以上70歳未満の常勤の者、 3.(3) の契約に基づき、特殊関係事業主に現に雇用されている者、65歳以上で他の事業主が引き続いて雇用する契約に基づいて雇用を確保している者、創業支援等措置に基づいた委託契約等を締結する者などです。

※トミーの社労士合格ゼミ Vol.3 には反映済み

該当箇所：【テ】P503 **8**

改正内容：

新規追加規定
①の2行目の「厚生労働省令で定める者」として、「45歳以上70歳未満の常勤の者」が規定されました。
事業主は、創業支援等措置に関する計画を作成し、労働者の過半数で組織する労働組合(該当組合がない場合は過半数代表者)の同意を得ます。

※トミーの社労士合格ゼミ Vol.3 には反映済み

該当箇所：【テ】P503 **10** 4行目

改正内容：

改正前	改正後
高年齢者雇用状況報告書	高年齢者雇用状況等報告書

※トミーの社労士合格ゼミ Vol.3 には反映済み

17. 障害者雇用促進法/雇用率の改正

【改正の概要】 ※ 2月4日版 掲載事項です ※

障害者雇用率が改正されました。

⇒正確には、従前の法改正で定められた障害者雇用率に対し、猶予措置により少し緩和された障害者雇用率となっていたものを、猶予措置を廃止し、本来の規定に基づく障害者雇用率としました。

⇒それぞれ、従前の率に対し、100分の0.1増加した率になっています。

該当箇所：【テ】P505～507

改正内容：

改正前	改正後
100分の2.2	100分の2.3
100分の2.5	100分の2.6
100分の2.4	100分の2.5
45.5	43.5
40	38.5
42	40

※トミーの社労士合格ゼミ Vol.3 には反映済み

18. 徴収法、健保法、国年法、厚年法/ 特例基準割合

【改正の概要】 ※ 2月4日版 掲載事項です ※

租税特別措置法の改正に伴い、「特例基準割合」が「延滞税特例基準割合」に改正されました（文言の修正です）。

該当箇所：【テ】P456、P661、P787、P922

【ゼ】Vol.3 P93

改正内容：

改正前	改正後
特例基準割合	延滞税特例基準割合

※トミーの社労士合格ゼミ Vol.4、Vol.5 には反映済み

19. 健康保険法/個人番号変更の申出等

【改正の概要】 ※ 2月4日版 掲載事項に追記しました ※

個人番号を変更した場合の、被保険者から事業主への申出、事業主から厚生労働大臣又は健康保険組合への届出の規定等が新設されました。

該当箇所：【テ】P610 表に追加

改正内容：

新規追加規定	
⑯被保険者の個人番号変更の届出	遅滞なく

※トミーの社労士合格ゼミ Vol.4 には反映済み

特記事項

実際の届書の提出先は、厚生労働大臣又は健康保険組合です。

該当箇所：【テ】P611 ④の表に追加

改正内容：

新規追加規定	
④個人番号変更の申出	速やかに

※トミーの社労士合格ゼミ Vol.4 には反映済み

該当箇所：【ゼ】Vol.4 P71 上表 ⑦

改正内容：

改正前	⑦ 任意継続被保険者の氏名又は住所の変更の届出	5日以内
改正後	⑦ 任意継続被保険者の 個人番号 、氏名又は住所の変更の届出	5日以内

該当箇所：【ゼ】Vol.4 P72 PLUS の囲み内

改正内容：

改正前	改正後
【②について】	【③について】
【③について】	【④について】

20. 健康保険法/押印廃止に係る改正

【改正の概要】 ※ 2月4日版 掲載事項 ※

健康保険法においても、押印廃止に関する改正がありました（1カ所）。

該当箇所：【テ】P628 側注 *1

改正内容：

改正前	改正後
～記名及び押印のある～	～氏名を記載した～

※トミーの社労士合格ゼミ Vol.4 には反映済み

21. 国民年金法/脱退一時金の改正

【改正の概要】 ※ 2月4日版 掲載事項 ※

脱退一時金の改正に係る「政令で定める数」が制定されました。

該当箇所：【テ】P772 ②

改正内容：

新規追加規定	
【保険料納付済期間等の月数に応じた数】	
保険料納付済期間等の月数	定める数
6カ月以上 12カ月未満	6
12カ月以上 18カ月未満	12
18カ月以上 24カ月未満	18
24カ月以上 30カ月未満	24
30カ月以上 36カ月未満	30
36カ月以上 42カ月未満	36
42カ月以上 48カ月未満	42
48カ月以上 54カ月未満	48
54カ月以上 60カ月未満	54
60カ月以上	60

※トミーの社労士合格ゼミ Vol.4 には反映済み

22. 国民年金法/保険料免除の対象拡大

【改正の概要】 ※ 2月4日版 掲載事項 ※

申請（全額）免除等の対象者として、従前からの「障害者」、「寡婦」の他に、「ひとり親」が追加されました。

該当箇所：【テ】P780 2 ～ P783 4

改正内容：

新規追加規定
それぞれの規定内の「③地方税法に定める障害者、寡婦その他の市町村民税が課されない者」について、従前からの「障害者」、「寡婦」の他に、「ひとり親」が追加されました。

※トミーの社労士合格ゼミ Vol.4 には反映済み

23. 国民年金法/保険料の所得免除基準

【改正の概要】

申請免除等の所得免除基準額が見直されました。

該当箇所：【テ】P781 上表、P 782 上表、P 783 上表
 【ゼ】Vol.4 P322 表、P 323 表、P 325 表

改正内容：

	所得基準
全額免除、 納付猶予	(扶養親族等の数+1) × 35 万円 + 32 万円 〔改正前:22 万円〕
4分の3免除	88 万円 〔改正前:78 万円〕 + (扶養親族等の数 × 38 万円)
半額免除、 学生納付特例	128 万円 〔改正前:118 万円〕 + (扶養親族等の数 × 38 万円)
4分の1免除	168 万円 〔改正前:158 万円〕 + (扶養親族等の数 × 38 万円)
障害者、寡婦、 ひとり親	135 万円 〔改正前:125 万円〕

24. 厚生年金保険法/脱退一時金の改正

【改正の概要】 ※ 2月4日版 掲載事項 ※

脱退一時金の改正に係る「被保険者であった期間に応じた数」が制定されました。

該当箇所：【テ】P908 2

改正内容：

新規追加規定	
【被保険者であった期間に応じた数】	
被保険者であった期間	数
6カ月以上 12 カ月未満	6
12 カ月以上 18 カ月未満	12
18 カ月以上 24 カ月未満	18
24 カ月以上 30 カ月未満	24
30 カ月以上 36 カ月未満	30
36 カ月以上 42 カ月未満	36
42 カ月以上 48 カ月未満	42
48 カ月以上 54 カ月未満	48

54カ月以上 60カ月未満	54
60カ月以上	60

※トミーの社労士合格ゼミ Vol.5 には反映済み

25. 厚生年金保険法/従前額改定率

【改正の概要】

令和3年度の従前額改定率です。

該当箇所：【テ】P870 側注*3

改正内容：

令和3年度の従前額改定率は、昭和13年4月1日以前に生まれた者については「1.001」、昭和13年4月2日以後に生まれた者については「0.999」とされています。

26. 介護保険法/国等の責務に係る改正

【改正の概要】 ※ 2月4日版 掲載事項 ※

国及び地方公共団体の責務に関する条文が改正されました。

該当箇所：【テ】P974 下から3行目

改正内容：

改正前	改正後
また、包括的に推進するに当たっては、障害者その他の者の福祉に関する施策との有機的な連携を図るよう努めなければなりません。	また、包括的に推進するに当たっては、障害者その他の者の福祉に関する施策との有機的な連携を図るよう 努めるとともに、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現に資するよう努めなければなりません。

※トミーの社労士合格ゼミ Vol.5 には反映済み

27. 確定拠出年金法/通算拠出期間

【改正の概要】 ※ 2月4日版 掲載事項 ※

個人型年金の脱退一時金に係る「通算拠出期間」に係る「政令で定める期間」が制定されました。具体的には、「1カ月以上5年以下」とされました。

該当箇所 : 【テ】P1008 上段 脱退一時金 ③

改正内容 :

改正前	改正後
～政令で定める期間内であること～	～1カ月以上5年以下であること～

ファイルはここまでです。

以下、余白